

夫婦共同扶養(夫婦共働き)の場合の被扶養者認定

被扶養者は、年収(見込)^{※1}が多い方の扶養に入ることになります。

また、年収(見込)の差が、年収が多い方の10%以内なら、届出を提出した方(巴川健保)の被扶養者として認定します。

夫婦共働きで、配偶者が巴川健保の扶養に入っていない場合は、被扶養者異動届に併せて以下の書類を提出してください。

**最新の所得証明書、または直近3ヶ月分の給与明細 など
(年収を確認できる書類)**

パターン① 被保険者本人の方が年収(見込)が多い場合

⇒巴川健保の被扶養者として認定をします。

パターン② 配偶者の方が年収(見込)が多い場合

被保険者の年収(見込)との差額が

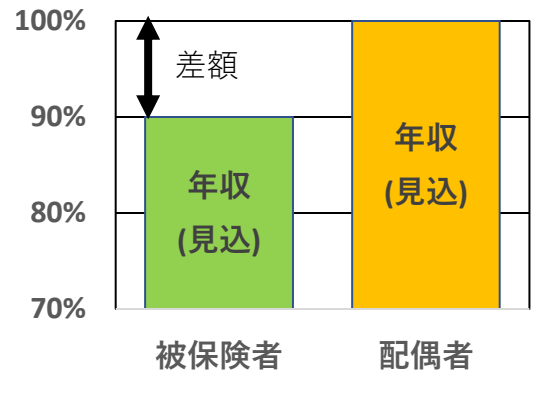
10%以内

⇒巴川健保の被扶養者として認定をします。

被保険者の年収(見込)との差額が

10%よりも大きい

⇒配偶者の勤務先に被扶養者異動の申請をしてください。



※1

以下の情報・書類から、今後の年収の見込を推定します。

被保険者：最新の標準報酬月額と賞与額

配偶者：最新の所得証明書、または標準報酬月額 など

Q：被扶養者として認定されなかった場合はどうすればいいのか？

A：配偶者の扶養に入れるための手続きを行ってください。

被扶養者不認定の通知を発行します。その通知を添付して、配偶者の勤務先へ被扶養者異動届を提出してください。